

◎意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を
求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第16、意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を
求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第13号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）。

地域経済の活性化を目的にした「住宅リフォーム助成制度」は、全国の自治体の約3割にの
ぼり、道内でも45自治体を実施するなど急速な伸びを見せています。

制度は、住宅リフォームをしたい住民に自治体が一定額の助成をするものです。工事を地元
の中小建築建設業者に発注するのが条件のため、不況による仕事減で困っている業者から歓迎
されています。導入した自治体では助成枠を超える応募が殺到し追加補正を組むところも少な
くありません。

2013年度からスタートしたあるまちでは、当初予算に対し同額補正を行い、補助額1,980万
円に対し総工事費（見積）が約1億6,629万円となり、経済効果は8.4倍となっています。

リフォームに対する助成制度は、耐震、省エネ、バリアフリーといった住宅環境の向上、整
備という側面だけでなく、地域経済の活性化や雇用安定にも大きく貢献するものです。

全国に先駆けて県レベルで実施した秋田県は、自然災害の住宅被害の復旧工事も対象とする
など制度を拡充しています。

よって、北海道においても、地元中小業者への発注を要件とした住宅リフォーム助成制度を
創設し、地域経済の活性化を図ることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書（案）、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。